

経済建設常任委員長報告

委員長 五嶋 義行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第58号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」

住環境課所管分

委員より、「市営住宅の老朽住宅解体工事

については、どのよう
な計画で進めているのか。」との質疑があり、
住環境課長から、「予算の範囲内で特に老朽化が進んでいる住宅から解体を進めているよ
うな状況です。」との答弁がありました。

また、別の委員より、

「住宅管理費の委託料、火災報知器交換業務委託料について、国庫補助金の減額配分に合わせ減額するとのことだが、既存の火災報知器への支障はないの

か。」との質疑があり、

住環境課長から、「火災報知器につきましては、不具合が発生し、交換が必要となつた場合は、

在庫の火災報知器での対応を行います。」と
の答弁がありました。

建設課所管分
委員より、「河川等災害復旧費で、公有財産購入費の現年補助災

害復旧費で、公有財

産購入費の現年補助災害が進んでいる住宅から解体を進めているよ
うな状況です。」との答弁がありました。

また、災害復旧は原形

農政課所管分
委員より、「歳入に

復旧というのが基本だ

ある震災復旧緊急対策

が、民有地を購入して

経営体育成支援事業補

助金返還金648万1千円については事業者

からの返還金で、歳出

にある補助金返還金5

04万2千円は阿蘇市

分を除いた国県に対す

る返還金なのか。」と
の質疑があり、**農政課長**から、「そのような
内容です。国が50パーセント、県と市がそれ
ぞれ20パーセント、計90パーセント分の補助

金相当額を歳入で受け入れ、歳出で国県を合
わせた70パーセント分を県に返還することで
計上しています。」と
の答弁があり、また、

建設課長から、「本事業に関しましては、経
済比較も可能というこ

とになつてますので、道
路を付け替えた方が安
価であれば事業用地の
購入を進めたないと考
えています。」との答
弁がありました。

委員より、「補助金返
還となつた主要な要因は。」との質疑があり、

建設課長から、「故意に補
助金交付申請を行つた
課長から、「下水道事業は、
下水道法で資格ある者
が設計・監理を行うと
されおり、市職員に
その資格を有する者が
いないため、それを支
援するために設立され
た下水道事業団に業務
を依頼するものです。
また、本事業は躯体部

分だけではなく、付隨
する電気設備、機械設
備やポンプ設備が一
となつた工事で、一般
建築との内容とは異な
ることから、代行でき
ることから、代行でき
ても増減が生じ変更が
必要となります。委員

議案第68号「工事請負契約の締結について」

委員より、「本契約

は日本下水道事業団と
の随意契約であるが、

一般業者との競争入札
としない理由は。」と
の質疑があり、また、

別の**委員**より、「建物
躯体の耐震性であれば、
一般業者でも請負可能
なので。」との質疑

があり、**住環境課長**か
ら、「下水道事業は、
下水道法で資格ある者
が設計・監理を行うと
されおり、市職員に
その資格を有する者が
いないため、それを支
援するために設立され
た下水道事業団に業務
を依頼するものです。
また、本事業は躯体部

分だけではなく、付隨
する電気設備、機械設
備やポンプ設備が一
となつた工事で、一般
建築との内容とは異な
ることから、代行でき
ることから、代行でき
ても増減が生じ変更が
必要となります。委員

議案第69号「工事請負契約の締結について」

委員より、「変更契

約に至る経緯として、
当初の契約時にこのよ

うなことが起こらない
ように事前の予測は出
来ないのか。変更契約
は慣例となつてているの
では。」との質疑があ

り、**住環境課長**から、「
変更契約に関しまし
ては、設計単価の変更
などは原則ありません。
変更契約が発生する理

由に、工事を進める中
で不測の要件が発生す
ることもあり、また、

現場での数量にどうし
ても増減が生じ変更が
必要となります。委員

水道事業団に依頼す
るものであります。」と
との答弁がありました。

の皆さまにはご理解いた
だきたいと思います。」

他の委員より、「変更契
約に伴い事業費が増額

した場合、国庫補助はど
のようになるのか。」と
の質疑があり、課長から、

「国から承認いただいて
いる予算の範囲の中での
調整を行い影響はあり
ません。」との答弁があ

りました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり可決すべきものと
決定いたしました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり可決すべきものと
決定いたしました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり可決すべきものと
決定いたしました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり可決すべきものと
決定いたしました。

認定第1号「平成30
年度阿蘇市一般会計
歳入歳出決算の認定
について」

建設課所管分
委員より、「橋梁長寿
命化対策事業について、
橋梁の点検については優
先順位を付けて整備を
進めることなどが、ど

のような点検内容なの
か。」との質疑があり、
建設課長から、「点検は
5年をかけて約500の
橋梁を点検し、そのデー
タを基に整備計画を進
めるというものです。」
との答弁がありました。

課長から、「ふるさと納
税を原資に補助事業等
を行った場合、納税額の
増減に影響されること
も想定され、今後、関係
各課との十分な協議が
必要であると考えていま
す。」との答弁がありました。

委員より、「今後、國
道やJR豊肥本線など
の開通を控え、観光客誘
致に向けた具体策は。」
との質疑があり、観光
課長から、「開通後の対
応としては、県と民間の
方々で広告宣伝を行
い、観光課では受入体
制の整備を図るなど、関
係機関と協議をしつか
り進めているところで
す。」との答弁がありま
した。

委員より、「今後、國
道やJR豊肥本線など
の開通を控え、観光客誘
致に向けた具体策は。」
との質疑があり、観光
課長から、「開通後の対
応としては、県と民間の
方々で広告宣伝を行
い、観光課では受入体
制の整備を図るなど、関
係機関と協議をしつか
り進めているところで
す。」との答弁がありま
した。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり可決すべきものと
決定いたしました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり可決すべきものと
決定いたしました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり可決すべきものと
決定いたしました。

認定第12号「平成30
年度阿蘇市水道事業
会計利益の処分及び
決算の認定について」

まちづくり課所管分
委員より、「有収水率
を向上させるためは、水
道技術者の育成と増員
が必要と思われるが。」
との質疑があり、水道
課長から、「技術者の育
成は行っていますが、課
決定いたしました。

い3歳児未満の保育料
に充てるなど寄附金を
活用するような検討は
できないのか。」との質
疑があり、まちづくり
課長から、「ふるさと納
税を原資に補助事業等
を行った場合、納税額の
増減に影響されること
も想定され、今後、関係
各課との十分な協議が
必要であると考えていま
す。」との答弁がありました。

木技術者の増員について
は、募集はしていますが
応募される方がおらず、
また、管路に関しまして
は集落間の距離が長いこ
とも漏水箇所の確認作
業に手間取ることも理
由にあります。」との答
弁がありました。

また、別の委員より、
「基幹管路耐震化の推
進について、今後、想定
される耐震計画の経費
はどの程度考えているの
か。」との質疑があり、
課長から、「本年、耐震
化に関する調査を行って
おり、現段階での把握は
できていません。」との
答弁がありました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり認定すべきものと
決定いたしました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり認定すべきものと
決定いたしました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり認定すべきものと
決定いたしました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり認定すべきものと
決定いたしました。

認定第1号「平成30
年度阿蘇市一般会計
歳入歳出決算の認定
について」

員は日常業務に追われ、
有収水率を向上させる
ための漏水調査は業務
委託で対応しているよう
な状況です。」との答弁
があり、水道局長から、
「水道技術者を含めた土

木技術者の増員について
は、募集はしていますが
応募される方がおらず、
また、管路に関しまして
は集落間の距離が長いこ
とも漏水箇所の確認作
業に手間取ることも理
由にあります。」との答
弁がありました。

また、別の委員より、
「基幹管路耐震化の推
進について、今後、想定
される耐震計画の経費
はどの程度考えているの
か。」との質疑があり、
課長から、「本年、耐震
化に関する調査を行って
おり、現段階での把握は
できていません。」との
答弁がありました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり認定すべきものと
決定いたしました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり認定すべきものと
決定いたしました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり認定すべきものと
決定いたしました。

以上のような審査を
経た結果、本案は原案の
とおり認定すべきものと
決定いたしました。

認定第12号「平成30
年度阿蘇市水道事業
会計利益の処分及び
決算の認定について」

請願第1号「熊本県
における主要農産物
種子条例の制定にお
ける意見書を求める
請願書」

て行動されたと聞く、や
はりJAあたりが強く行
動すべきであつたと感じ
ている。」などの意見が
ありました。

以上のような審査を
経た結果、本案は採択
すべきものとし、本会議
の請願採択となつた場
合、経済建設常任委員
会からの委員会提出議
案として提出することに
提出されるべきであった
のではと思われる。」と
の意見があり、別の委員
より、「本請願は農政連
が中心になつてゐるが、
内容は各農家が主になつ
た」との意見がありました。

以上が、経済建設常
任委員会に付託されま
した案件についての報告
です。

決意いたしました。

以上の行動されたと聞く、や
はりJAあたりが強く行
動すべきであつたと感じ
ている。」などの意見が
ありました。



浸芽中の種もみ